## **差**押件数内訳

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年						
預貯金	299	348	464	453	598						
保険契約	56	99	79	73	74						
給与など	43	59	101	57	68						
不動産	43	69	44	49	40						
その他	62	70	87	29	30						
合計	503	645	775	661	810						

### 大阪府域地方税徴収機構

滞納処分を前提としているため、非常 に高い徴収実績をあげている組織。守口 市は、引き続き同機構に参加します。

4月に事前通知として引継予告書を送 付していますが、それでも完納に至らな かった場合、同機構へ引き継ぎ、滞納整 理を行います。

## 滞納は放置せず、必ず納付の相談を!

病気や失業などにより、市税の納付が困 難なときこそ、放置せず、必ず納税課に納 付の相談をしてください。

納付に関する相談がないまま、滞納の状 態が続いていたり、分割納付が不履行に なっていたりする場合、納付意思がないと 判断し、滞納処分に進むことになります。



# 市税の納付は



の納付は

# が便利です!-

白宅や職場のパソコンから!

しかも手数料は無料!

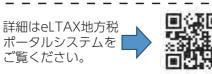
★市・府民税(特別徴収)

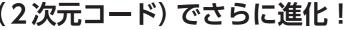
★法 人 市 民 税

# 令和5年度からは

エルキューアール Te L-QRI







• 取扱税目拡大

市·府民税(普通徴収)、固定資産税·都市計画税、軽自動車税(種別割) の納付書に「eL-QR」が印刷されます。

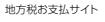
• eL-QRの利用でクレジットカードも使えます



注2) クレジットカードで納付した場合の手数料は個人での負担となります。

※利用方法などについては3月以降、地方税お支払サイト などのホームページでお知らせします。



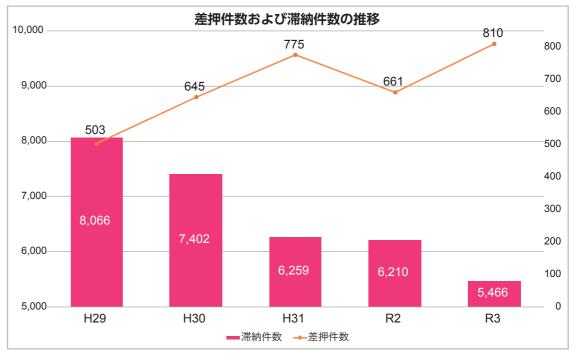


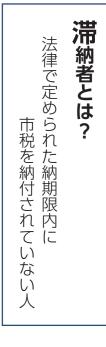


# あなたは納税者ですか? 滞納者ですか?



間納税課 106-6992-1852~1854





# 各納期

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
軽自動車税	全期											
固定資産税· 都市計画税	1期		2期		3期		4期					
市府民税 (普通徴収)		1期		2期		3期		4期				

各月の月末が納期限※12月のみ25日

分割納付をされている人でも、法定納期限内での納付ではないため、区分としては滞納者となります。

# **差押しなければならない!**

「滞納者の財産を差し押さえなければならない。」 非常に強い言葉ですが、法律の条文で(地方税法第 331条他)、徴税吏員は滞納者に財産があれば差押 することを求められています。

あわせて、滞納者の財産を調査したり、住宅などを 捜索する権限(国税徴収法第141条や第142条)も与えら れており、金融機関などへの預貯金の調査や、勤務先に対 する給与照会、場合によっては滞納者の自宅などを捜索す ることが可能です。いずれも裁判所の許可を得る必要のな い、非常に強い権限を持っており、こうした法律の下、日々 滞納整理を行っています。

# タイヤロック

滞納処分として、車両を動かすことができない ように、タイヤロックを行っています。(下写真)



**2023.3.1 Moriguchi** 10 11